

## 川崎市総合教育センターの施設等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合教育センター条例(昭和61年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)及び川崎市総合教育センター運営規則(昭和61年川崎市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)に基づき、川崎市総合教育センター(以下「センター」という。)の視聴覚機材教材の貸出しを除く施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

第2条 センターの施設等の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、センターが必要があると認めるときは、休館日の施設等の使用の許可をすることができる。

(1) 使用時間

- ア 開館日に使用する場合 午前9時から午後8時まで
- イ 休館日に使用する場合 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

(使用申請及び許可)

第3条 センターのかわさきT's・スクエアを除く施設等の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として使用日の1月前までにセンターに電話で申し込むとともに、川崎市総合教育センター施設使用申込書(以下「申込書」という。)をセンター総務室に提出し、センター所長の許可を受けなければならない。

2 センター総務室は、申込書を審査の上、川崎市総合教育センター施設使用許可書(以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用の中止)

第4条 申請者は、やむを得ない理由により使用を中止する場合は、直ちにその旨をセンター総務室に連絡するとともに、許可書を返納するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。